

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み

当社は、「もっとおもしろくできる」という企業理念の下、インターネットサービスを通じて個人の表現活動を支え、さらには、インターネットと表現の可能性を追求し、誰もが活躍できる機会を提供したいとの思いから「インターネットで可能性をつなげる、ひろげる」サービスを提供し続けることをミッションとしております。

このミッションを実現し、株主及び関係者の皆さまからの信頼や期待にお応えするために、当社は実効的な「コーポレートガバナンス」体制の強化に取り組み、「持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」を目指してまいります。

当社のコーポレートガバナンス・コードに関する取組みにつきましては、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じて適宜見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

### 第 1 章 株主の権利・平等性の確保

#### 【基本原則 1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使用することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主が有する権利が実質的に確保されるよう、権利の円滑な行使に配慮することにより株主との適切な協働を行っております。また、当社では株主の平等性を確保するとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮し、適宜適切な情報開示を行っております。

なお、海外機関投資家に対しては、IR 活動を通じて積極的な対話に取り組んでおります。

#### 【原則 1 - 4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社は、純投資目的でのみ上場株式を保有しており、これ以外の目的のために上場株式を保有しておりません。今後も、純投資目的以外に上場株式を保有する方針はございません。

## 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

取締役及び親会社の企業グループ等の主要株主との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、社内規程に定める基準に従い、取締役会の承認を要することとしております。その際、第三者との取引条件との比較を行うことにより、経済合理性の観点から取引の適正を慎重に検討しております。

また、必要に応じて、利害関係のない外部専門家から、当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見書を入手することとしております。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主、従業員、お客様、取引先様等の多種多様なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めるべきであると認識しております。

当社は、こうしたステークホルダーを含めた様々な人々がインターネットで可能性を開花させ、活躍できるための環境を創造できるよう、「インターネットで可能性をつなげる、ひろげる」ことをミッションに掲げております。

これを実現するため、取締役会・経営陣は、GMO インターネットグループの行動指針である「スピリットベンチャー宣言」の周知徹底を行うとともに、企業文化形成のための価値観である「大切にしてほしい3つの

こと」として、①みんなと仲良くすること、②ファンを増やすこと、③アウトプットすることを独自に定めております。

また、経営陣は、四半期毎に開催される「経営近況報告会」や1年に1回行われる「社員総会」を通じ、自らが全従業員へ直接説明すること等により、企業文化・風土の醸成に積極的に努めております。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、ステークホルダーの皆さまのご理解を得るため、適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。そのため、法令に基づく開示義務が定められている情報以外の情報も、当社ホームページ等への掲載により積極的に開示を行っております。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、「もっとおもしろくできる」という企業理念のもと、インターネットサービスを通じて個人の表現活動を支え、さらには、インターネットと表現の可能性を追求し、誰もが活躍できる機会を提供したいとの思いから「インターネットで可能性をつなげる、ひろげる」ことをミッションとしております。

また、当社のコアコンピタンス、ノウハウ、マーケットポジションを競争力に転換するために、以下のような経営戦略をとっております。

## ① ターゲティング戦略

当社の属するインターネットサービスの市場は、参入障壁が低く、競合に対して様々な差別化戦略を行う必要があります。そのため、当社では「だれにどのようなサービスを提供するか」を考慮した上で、サービスのコンセプトや基本機能・提供価格を設定し、ターゲットにあわせたデザインやネーミングなどによって他社との差別化を図っております。特にホスティング事業においては、性別、年齢、職業、用途などの属性ごとにブランドを構築し、各ブランドで圧倒的なシェアを獲得することで、市場における当社のシェアを底上げしていくマルチブランド戦略を展開しております。

## ② デザイン戦略

当社においてデザインは最も重視される戦略であり、創業以来のコアコンピタンスと位置づけております。これまでのインターネットインフラサービスは、ウェブサイトのデザインを軽視する傾向にあり、その中で当社は、デザインの差別化を戦略の一環と位置づけ、デザインを重視したサービスの提供を行うことにより市場を開拓してまいりました。また、当社のミッションである「インターネットで可能性をつなげる、ひろげる」を体現するための「魅せる」デザインや、顧客満足度を高めるためのユーザーインターフェイスなどもデザイン戦略の一環であると考え重視しております。

## (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等については、本「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」の冒頭に記載の通りです。

## (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、業績等に連動して自動的に定まる額を基準として、各取締役が事業年度毎に設定する定量的な目標及び定性的な目標の達成度を多面的に評価し、決定します。なお、取締役の報酬は、株主総会の委任に基づき取締役会が決定しております。

## (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、当社独自で定めた取締役の行動指針に照らし、それぞれの資質、態度、管理能力、人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職責を担う適任者を取締役候補者として取締役会の決議に基づき指名する方針としております。

## (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補の選任理由については、定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

(平成 28 年 3 月開催 定時株主総会招集ご通知)

[http://pdf.pepabo.com/convocation\\_notice/20160229c.pdf](http://pdf.pepabo.com/convocation_notice/20160229c.pdf)

#### 第 4 章 取締役会等の責務

##### 【基本原則 4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

- (1) 企業戦略等については、【原則 3 - 1. 情報開示の充実】(i) に記載の通りです。
- (2) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、効率的な経営・執行体制の確立が必要と認識しております。また、経営理念及びミッションの実現のため、経営陣は、ステークホルダーのニーズを常に探求し、取締役会は、そのニーズをどのように具体化するかを審議・決定することとしております。そして、法務部門管掌取締役を委員長とした「ペパボ向上委員会」を設置し、情報セキュリティ、サービス品質、コンプライアンス、事件・事故等に関する具体的リスクへの対策を推進し、その結果を取締役に上程しております。
- (3) 取締役会は受託者責任を果たすため、取締役及び監査等委員の選任、報酬の決定、重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保します。

##### 【補充原則 4 - 1 ①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、機動的な意思決定を実現するため、一定の金額基準を設け、当該基準に従い取締役会の権限の一部を経営陣幹部の参加する経営会議に委譲し、意思決定機関を取締役会と経営会議に分けることで機動的な経営を実現しております。

**【原則 4 – 8. 独立社外取締役の有効な活用】**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

当社では、企業経営、コーポレートガバナンスなどに精通する候補者の中から、会社法及び東京証券取引所が定める基準に基づき、独立社外取締役を2名選任しております。

また、独立社外取締役の割合については、事業の規模や分野の広がり、会社をとりまく環境などを総合的に勘案して、適宜検討を行っていく方針です。

**【原則 4 – 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、独立社外取締役の選定にあたっては、法令及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、経営実務、リスク管理、法律、会計・税務及び行政等の専門知識を有する者から識見、人格等を勘案のうえ選定することとしております。

独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準については、今後、策定・開示を行う予定です。

**【補充原則 4 – 11①】**

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社では、GMOインターネットグループの行動指針である「スピリットベンチャー宣言」にあるとおり、人種、国籍、性別、学歴等の区別なく、また、当社独自で定めた「ペパ典」等の行動指針に照らし、それぞれの人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え得る適任者を取締役候補者と

して選定する方針としております。

また、社外取締役の指名にあたっては、取締役の協議により、経営に関する専門的で高い知見を有している人材を選任することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性のとれた構成を実現しております。

**【補充原則 4 - 11②】**

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社では、取締役が当社以外の会社の役員を兼任する場合は、その一部を取締役会承認事項としております。取締役会では、当社の発展に寄与し、かつ、当社にとって有益であると判断した場合に限り認めることとしており、これにより取締役が当社の業務に専念できる体制をとってまいります。

なお、役員の外社における兼任状況は、株主総会招集ご通知の参考書類、事業報告や有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

**【補充原則 4 - 11③】**

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会全体の実効性については、各取締役の自己評価、社外取締役の意見等を参考にしつつ、分析・評価を行うことのできる仕組みを検討してまいります。また、その結果の概要を開示することについては今後検討してまいります。

**【補充原則 4 - 14②】**

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、社外取締役を新たに迎える際には、当社の事業戦略及び組織等について十分に理解する機会を提供できるよう検討しております。また、新任者に対しては、その役割及び責務に関する外部研修の機会を提供してまいります。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家との間で継続的かつ積極的な対話を実施し、当社の状況について経営トップの理解と資本市場からの理解との間に齟齬をつくらないことが重要と認識しております。かかる対話の実現のため、決算説明会を年に4回開催し、株主・投資家に会社現況や戦略を伝えております。また、株主通信として「ペパボ通信」を年に2回発行するほか、定時株主総会の後には「近況報告会」を開催して、株主との直接の対話機会を設けております。機関投資家やアナリスト向けには「ワン・オン・ワン・ミーティング」を適宜開催しております。今後は、当社の株主構成を考慮して、個人投資家向けの説明会等の開催も検討してまいります。

### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

株主との対話については、IR担当取締役が統括するとともに、IR部門を管掌し、日常的な連携を図っております。また、株主・投資家との対話に当たっては、経営トップである社長が自らの言葉で説明を行い、質疑応答においても自らが回答することを基本方針としております。

なお、株主との対話の際には、当社の情報開示方針に基づき、情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう配慮しております。

（情報開示方針）

<https://pepabo.com/ir/management/policy/>

以上